

農地転用等の通知及び地区除外申請書

このたび下記の土地につき農地法第 条第 項第 号の規定による許可の【申請・届出】にあたり、上板町北岸用水土地改区地区除外等処理規程第2条の規定に基づき通知します。

また下記土地を上板町北岸用水土地改良区の地区から除外したく併せて申請します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については、所定の方法によりこれを納付しますので、当該【申請書・届出書】に添付すべき意見書を交付願います。

令和 年 月 日

上板町北岸用水土地改良区理事長 殿

転用組合員 住所

氏名



転用関係者 住所

氏名



1. 土地 記

市町名	大字・字名	地番	地目	面積	転 用		
					面積	予定日	転用目的

2. 位置図

3. 農業委員会(県知事)に【転用許可申請書・転用許可届出書】を提出しようとする日

令和 年 月 日

上記確認済

地区役員氏名

印

(注)(1) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

(2) 転用に係る土地に給水バルブを設置しているため、給水バルブの移転 又は撤去が必要になった場合は、転用組合員が責任をもって移転又は撤去を行うこと。尚、撤去する場合は、本管からの取り出し口に近 いところでキャップ止めにすること。

農地法に基づく許可・届出を要しない転用又は
転用以外の事由に関する通知書及び地区除外申請書

このたび下記の土地につき(農地法に基づく許可・届出を要しない転用／転用以外の事由)がありますので、上板町北岸用水土地改区地区除外等処理規程第2条の規定に基づき通知します。
また、同規程第6条に規定する決済金を所定の方法により納付しますので、上板町北岸用水土地改良区の地区から除外したく、併せて申請します。

令和 年 月 日
上板町北岸用水土地改良区理事長 殿

転用組合員 住所

氏名 印

1. 土地 記

市町名	大字・字名	地番	地目	面積	転用面積	備考

2. 通知事項の詳細(該当するものにチェックマーク☑を記入してください)

- ◆農地法に基づく許可・届出を要しない転用(農地法施行規則第29条関係)
- ☐ 自ら耕作する他の農地の保全若しくは利用の増進のために必要な農業用施設への自己転用
- ☐ 2アール未満の農地を農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設とする自己転用
- ☐ 電気事業者が送電用電気工作物の敷地に供するため行う転用
- ☐ 認定電気通信事業者が中継施設等の敷地に供するため行う転用
- ☐ その他()
- ◆転用以外の事由
- ☐ 農業委員会が発行する非農地証明、非農地通知による地目変更
- ☐ 農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会による地目変更
- ☐ その他()

3. 添付書類 位置図、通知事項を証する書面

農地法に基づく許可・届出を要しない転用又は
転用以外の事由に関する通知書及び地区除外申請書

このたび下記の土地につき(農地法に基づく許可・届出を要しない転用／転用以外の事由)がありますので、上板町北岸用水土地改区地区除外等処理規程第2条の規定に基づき通知します。
また、同規程第6条に規定する決済金を所定の方法により納付しますので、上板町北岸用水土地改良区の地区から除外したく、併せて申請します。

令和 年 月 日
上板町北岸用水土地改良区理事長 殿

転用組合員 住所

氏名



1. 土地 記

市町名	大字・字名	地番	地目	面積	転用面積	備考

2. 通知事項の詳細(該当するものにチェックマーク☑を記入してください)

- ◆農地法に基づく許可・届出を要しない転用(農地法施行規則第29条関係)
- ☐ 自ら耕作する他の農地の保全若しくは利用の増進のために必要な農業用施設への自己転用
- ☐ 2アール未満の農地を農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設とする自己転用
- ☐ 電気事業者が送電用電気工作物の敷地に供するため行う転用
- ☐ 認定電気通信事業者が中継施設等の敷地に供するため行う転用
- ☐ その他()
- ◆転用以外の事由
- ☐ 農業委員会が発行する非農地証明、非農地通知による地目変更
- ☐ 農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会による地目変更
- ☐ その他()

3. 添付書類 位置図、通知事項を証する書面

(組合員控)